

	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）	土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）	民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号） 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）
立案の経過	国土審議会土地政策分科会特別部会の調査審議を踏まえ政府が衆議院に提出。	政府が立案し、衆議院に提出。	国土審議会土地政策分科会の特別部会および企画部会の調査審議を踏まえ政府が衆議院に提出。	法制審議会の調査審議を踏まえ政府が衆議院に提出。
おもな内容	地域福利増進事業の制度などを創設。	変則的な表題部の登記を是正する所有者探索の手續などを創設。	土地基本法や国土調査法の改正。あわせて不動産登記法も改正。	民法や不動産登記法の改正。

「所有者不明土地の発生を防止する」 2021年3月5日の衆議院法務委員会における法務大臣の所信
所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議（2018年1月19日）

土地所有者の責務 相続登記の義務づけ

- ・ 土地基本法の改正（令和2年法律第12号）
- ・ 管理、登記、境界に関する土地所有者の責務
- ・ 知ってから3年以内に相続登記を
- ・ 正当な理由がない懈怠は10万円以下の過料

あわせて
登記手続
の簡略化

所有者不明ということの意味
登記と戸籍・住民票の情報連携

- ・ 「土地を持つ人」が「死亡した」という情報
- ・ 登記官が、住民基本台帳ネットワークシステムから所有権の登記名義人の死亡情報や住所の変更情報を取得するための仕組み

「土地の適正な利用等を図る」法務大臣所信
庄内の地からの声を聴く—国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会
(2018年2月16日)

**共有の法律関係は
多数決の考え方で!**

←持分の有償の取得・売却
10年を経た遺産共有も同じ

**土地の管理の制度を
調べて欲しい**

←所有者不明土地管理制度
管理不全土地管理制度
相続財産管理の手続の整理

**昭和より前の古い
担保権の登記を簡便に抹消!**

←解散した法人の
担保権に関する登記などの
抹消を簡略に行なう仕組み

不動産登記制度は
人々の暮らしの
ためにこそ
DV被害者や
虐待されるかもし
れない子らを思う

隣地の所有者を容易に探索!

←法定の手順に従い、
隣地に立ち入り、
樹の枝を伐り、
ガスパなどを設けてもよい。

**空き地や空家の処分に
財政支援を!**

←承認を得て、負担金を納め
土地所有権を国に帰属させる
制度

残される課題

税制の応接

**土地基本方針との
ハーモニー**